原子力規制庁研究炉等審査部門等におけるJAEA許認可審査案件

:試験炉班
:研開炉班または常陽チーム
:使用班
:申請から許認可期間
:工事又は製作期間
:使用前検査又は使用前事業者検査期間
:許認可期限が遅れると今後の工事及び申請等に影響がある

●審査終了案件　左記No.については、審査の優先順位を示すものではない

No.	施設名	申請	内容	担当委員	優先度	審査会合予定 7	8	9	審査状況	令和4年度 10	11	12	1	2	3	令和5年度 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	令和6年度 4	5	6	7	8	9	10	申請日	許認可希望	許認可希望の理由
1	常陽	原子炉設置変更許可	新規制基準対応	杉山委員	◎				④	▼×2	▼	▼	▼×2	●▼	▼×2	●																			平成29年3月30日 平成30年10月26日第一回補正 令和3年12月2日第二回補正 令和5年2月22日第三回補正 令和5年4月19日第四回補正	令和5年7月～8月	必要な安全対策を可能な限り速やかに実施する必要があり、また国の戦略ロードマップ等での役割を果たしていくため、早期に許可を取得したい。また、令和5年12月から地盤改良工事を開始する計画であり、設工認について申請を令和5年7月～8月、認可を令和5年11月中と希望している。そのため令和5年7月～8月までに許可を希望する。
2	人形峠加工	保安規定	・施設管理の有効性評価の明確化等 ・NRの取扱いを行う職位の追加 ・個人線量計の測定に用いる測定装置の管理の変更	—					④						申請				●																令和5年3月28日 令和5年7月6日補正	令和5年9月	★令和5年10月からJAB認定機関による外部被ばく線量の測定に変更するため令和5年9月までの認可を希望する。
3	人形峠使用	保安規定	・施設管理の有効性評価の明確化等 ・NRの取扱いを行う職位の追加 ・個人線量計の測定に用いる測定装置の管理の変更	—					④						申請				●																令和5年3月28日 令和5年7月6日補正	令和5年9月	★令和5年10月からJAB認定機関による外部被ばく線量の測定に変更するため令和5年9月までの認可を希望する。
4	原科研試験炉	保安規定	・長期施設管理方針の追加（STACY施設）	杉山委員	◎	1			④							申請		▼	▼																令和5年4月28日	令和5年8月下旬	試験研究用等原子炉施設の保全に関し、運転を開始した日（1993年9月13日）以後三十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、その後十年間に実施すべき当該試験研究用等原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。 以上のことから、STACY施設の長期施設管理方針の対象期間（始期：令和5年9月13日、適用期間：10年間）が始まる前までに、保安規定の変更認可を取得する必要があるため、認可取得時期として令和5年8月下旬を希望する。

●現審査案件（直近申請予定含む）

No.	施設名	申請	内容	担当委員	優先度	審査会合予定 7	8	9	審査状況	令和4年度 10	11	12	1	2	3	令和5年度 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	令和6年度 4	5	6	7	8	9	10	申請日	許認可希望	許認可希望の理由
5	原科研使用	使用変更許可申請	・再処理特別研究棟　廃止措置の進展のため、解体撤去作業対象の許可からの削除 ・プルトニウム研究1棟　許可の廃止（プルトニウム研究1棟の核燃料物質の使用を廃止し、施設の廃止に向けた措置を行うため） ・第4研究棟　研究ニーズに対応するための変更 ・FNS棟　使用目的を廃止に向けた措置に関する内容へと変更 ・BECKY　研究ニーズに対応するための変更 ・放射性廃棄物処理場　アスファルト固化装置の停止に係る変更 ・燃料試験施設、ホットラボ、WASTEF　液体廃棄物の放射性物質の濃度の区分に係る変更	—	○				②		申請				●			○															令和4年11月30日 令和5年4月13日補正 令和5年7月25日補正予定	令和5年8月	【再処理特別研究棟】 ・令和5年度の作業手続きのため、令和5年6月までの許可を希望する。 ★【プルトニウム研究1棟】 ・令和5年度より廃止に向けた措置の工事に着手するため、令和5年7月までの許可を希望する。 ★【第4研究棟】 ・取得する許可に基づく研究を速やかに開始するため、令和5年7月までの許可を希望する。 【FNS棟】 ・令和6年度から廃止に向けた措置を行うため、令和5年度中の許可を希望する。 【BECKY、放射性廃棄物処理場、燃料試験施設、ホットラボ、WASTEF】 ・出来るだけ早い時期に許可を希望する。（上記に記載の令和5年7月までの許可で問題ない。）
6	再処理	廃止措置計画	変更申請 ・クリプトン回収技術開発施設 空気圧縮機の制御系の改造 ・スラッジ貯蔵場の津波対策における止水弁の設置 ・焼却施設 空気圧縮機の更新	田中委員	◎				②								申請	▼																	令和5年5月31日 補正準備中	令和5年9月	令和5年10月から工場製作、11月から現場工事を予定している工事計画があり、令和5年9月中の認可を希望する。
7	原科研使用	保安規定	・使用変更許可申請の反映（BECKY） ・維持管理する設備に係る変更（NSRR）	—					⓪											申請															令和5年8月予定	令和5年10月下旬	【BECKY】 ・グローブボックスの解体撤去を本年10月より実施したいため、令和5年10月下旬までの認可を希望する。
8	HTTR	原子炉設置変更許可	・「標準応答スペクトルの規制への取り入れ」に伴う審査ガイド等改正対応 ・添付書類11の追加（3条改正対応の続き）	杉山委員					③										●																令和3年11月15日 令和5年7月１１日補正	令和5年10月	現在実施している「標準応答スペクトルの規制への取り入れ」に係る耐震評価における工事の有無が確認でき次第、速やかに本変更許可の補正を行うとともに、令和5年10月の許可が必要と考えている。 HTTRでは、令和12年度までにHTTRを用いた水素製造試験完了を目標としており、水素製造施設の接続を行うための変更許可申請を令和6年10月（調整中）に、その後、設工認申請及び認可を令和7年度に、また、これに伴う工事及び検査には令和8年度より2年半程度の期間を見込んでいる。この水素製造装置の接続に係る内容は、本変更許可取得後に申請する耐震評価に係る設工認（「標準応答スペクトルの規制への取り入れ」に伴う審査ガイド等改正対応）と申請対象が重複し、かつ、大がかりな変更工事のため、耐震評価モデルの変更等を予定しており、同じ耐震評価であるものの内容が大きく異なるものとなることから、シリーズに審査いただく必要があると考えている。このため、設工認（「標準応答スペクトルの規制への取り入れ」に伴う審査ガイド等改正対応）の審査期間を新規制基準対応時の審査期間から推測し、令和5年10月を認可希望としている。 なお、本変更許可に係る経過措置期限は令和6年4月20日であり、期限までに必ず許可を取得する必要がある。
9	STACY	設工認	実験用装荷物（内挿管）の新設	杉山委員	◎		1		②		申請		▼		▼					▽	○													令和4年11月8日	令和5年10月下旬	原子力規制庁の受託事業の期限内達成（令和7年3月末納期）に向けて、実験期間（1ヶ月）、定期事業者検査期間（令和6年12月～令和7年3月）を考慮すると、令和6年度9月頃からデブリ構造材模擬体（コンクリート）を使用したデブリ臨界炉心の実験を実施する必要がある。加えて、デブリ構造材模擬体（コンクリート）の製作期間（12ヶ月程度）を考慮すると、令和5年10月下旬までに設工認の認可を取得しなければならない。 なお、内挿管、燃料試料挿入管及びデブリ構造材模擬体（鉄）を使用したデブリ臨界炉心の実験は、設工認認可後、製作を経て、順次実施する計画である。
			デブリ臨界炉心、実験用装荷物の新設（燃料試料挿入管）				1				申請		▼		▼					▽	○																
			デブリ臨界炉心、実験用装荷物の新設（デブリ構造材模擬体（鉄））				1				申請		▼		▼					▽	○																
			デブリ臨界炉心、実験用装荷物の新設（デブリ構造材模擬体（コンクリート））				1				申請		▼		▼					▽	○																
10	STACY	設工認	核計装設備の計測範囲の適正化、検出器の更新	杉山委員	◎				①								申請			▽	○													令和5年5月31日 令和5年9月補正予定	令和5年10月下旬	運転再開に向け原子炉を運転した性能検査について、早ければ令和5年12月から実施する可能性がある。 原子炉の性能検査を実施する前までに、設工認の認可を取得し、核計装設備の機能試験（約1か月）を実施する必要があるため、認可取得時期として令和5年10月下旬を希望する。 また、STACY更新工事の進捗によっては運転再開時期の見直しされた場合、許認可希望時期が変動する。
11	常陽	設工認	新規制基準対応（第1回：主冷却機建物の地盤改良）	杉山委員	◎				⓪										申請																令和5年7月～8月	令和5年11月	令和5年12月から地盤改良工事を開始する計画であり、令和5年11月中の認可を希望する。

＜記号＞
▽：審査会合、○：補正、▼：審査会合実績、●：補正実績

＜審査状況＞
⓪：未申請　①：審査前半（（ヒアリングで事実確認中、審査会合は未実施）　②：審査後半（審査会合で審査中）　③:審査会合終了後、補正準備中　④：規制庁事務手続き中（事務手続き中の補正含む）

原子力規制庁研究炉等審査部門等におけるJAEA許認可審査案件

:試験炉班
:研開炉班または常陽チーム
:使用班
:申請から許認可期間
:工事又は製作期間
:使用前検査又は使用前事業者検査期間
:許認可期限が遅れると今後の工事及び申請等に影響がある

●現審査案件(直近申請予定含む)

No.	施設名	申請	内容	担当委員	優先度	審査会合予定 7	8	9	審査状況	令和4年度 10	11	12	1	2	3	令和5年度 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	令和6年度 4	5	6	7	8	9	10	申請日	許認可希望	許認可希望の理由
12	原科研使用	使用変更許可申請	・高度環境分析研究棟　核燃料物質の化学形の追加、新たな使用室を追加、核燃料物質の取扱い方法の追加 ・共通編　高度環境分析研究棟の変更に係る気体廃棄物による一般公衆の実効線量の評価の変更	—					⓪											申請															令和5年8月	令和5年12月	【高度分析棟】 新たな研究計画を令和5年第4四半期から開始するため令和5年12月上旬の許可を希望する。
13	ふげん	原子炉設置変更許可	使用済燃料の処分方法に係る核燃料物質の譲渡等の記載を追加	田中委員	◎				⓪										申請															令和5年7月28日申請予定	年内	別途、使用済燃料の搬出計画の見直しに向けた検討を進めているが、 本変更は核燃料物質をフランスの原子力事業者に譲渡するために必要な手続きであり、 使用済燃料の搬出計画の見直しに合わせて、許可を頂きたい。
14	大洗廃棄物管理施設	設工認	新規制基準対応	田中委員	◎		1	1	①											▽	▽	▽	▽ ○												令和4年4月28日 令和5年11月補正予定	令和6年1月下旬	「常陽」は令和6年度末に運転を予定しており、運転に伴って発生する廃棄物(液体廃棄物)の受入れが必要となることから、それまでに、廃棄物管理施設の新規制基準対応を完了させる必要がある。 そのためには、令和6年6月上旬から始まる廃棄物管理施設の定期事業者検査の前に、使用停止の工事(2か月)を終える必要があり、工事を始める前(令和6年3月末)までに「廃棄物管理施設　保安規定」の認可を必要としている。保安規定の審査期間を考慮すると、設工認の認可は令和6年1月中旬までに必要となる。 なお、HTTRは固体廃棄物の保管に余裕があり、廃棄物の受入及び処理に影響を与えないことを確認した。
15	原科研試験炉	保安規定	アスファルト固化装置停止に伴う対応等(処理場) 解体分別保管棟の核物質防護区域解除 放射性廃棄物でない廃棄物(NR)の管理方法の追加	杉山委員					⓪												申請		▽											令和5年9月下旬	令和6年1月中旬	アスファルト固化装置の停止に伴い、停止後の管理を適切に実施することに加え、処理場における液体廃棄物の固化処理をセメント固化装置に集約し、令和5年度内に運用を開始するため、認可取得時期として令和6年1月中旬を希望する。 解体分別保管棟の保管室で保管していた特定核燃料物質を含む保管体を原子力科学研究所北地区の廃棄物保管棟・Ⅰ、Ⅱに移動しており、核物質防護区域の解除を行う。今後、解体分別保管棟の保管室において、核物質防護区域の区分に達しないよう放射性廃棄物の管理を行うことを明確化するため、認可が必要である。なお、上記案件と同時申請することから認可希望時期を令和6年1月中旬とする。 所内各施設で発生する廃棄物のうち、放射性廃棄物でない廃棄物の管理を実施するため、認可が必要である。なお、上記案件と同時申請することから認可希望時期を令和6年1月中旬とする。
16	原科研使用	保安規定	アスファルト固化装置停止に伴う対応等(処理場) 放射性廃棄物でない廃棄物(NR)の管理方法の追加	—					⓪												申請													令和5年9月	令和6年1月	★【処理場】 アスファルト固化装置の停止に伴い、停止後の管理を適切に実施することに加え、処理場における液体廃棄物の固化処理をセメント固化装置に集約し、令和5年度内に運用を開始するため、認可取得時期として令和6年1月中旬を希望する。 【全般(NR追加)】 所内各施設で発生する廃棄物のうち、放射性廃棄物でない廃棄物の管理を追加する。炉施設で同内容の申請を予定しており、認可の希望時期として炉施設と同時期の令和6年1月中旬を希望する。
17	処理場	設工認	(その9)放射性廃棄物処理場全般(共通事項等)	杉山委員		1	1		①						申請		▼		▼	▽		▽												令和5年3月24日	令和6年3月上旬	事業者として新規制基準対応に係る適合性確認をできるだけ速やかに完了させるため、処理場の新規制基準対応を令和6年9月下旬までに実施する計画で進めている。 工事及び検査に約6か月を想定しており、令和6年9月下旬までに処理場全体の適合性確認を終了するためには令和6年3月上旬までに認可が必要と考えている。
18	HTTR	設工認	HTTRの1次ヘリウム循環機回転数制御装置の更新	杉山委員					⓪													申請												令和5年10月	令和6年3月	令和6年度に調達行為を開始し更新する装置を製作、令和7年度に現地設置工事を予定している。 このため、調達行為の開始前であるR6年度3月までに、設計等が妥当であることについての認可が必要。
19	大洗廃棄物管理施設	保安規定	新規制基準対応(有機廃液一時格納庫廃止等含む)	田中委員	◎				①														○		▽									平成26年3月14日 令和4年5月11日補正 令和5年11月補正予定	令和6年3月下旬	保安規定審査については、「廃棄物管理施設　設工認」の審査終了後に開始する。 「常陽」は令和6年度末に運転を予定しており、運転に伴って発生する廃棄物(液体廃棄物)の受入れが必要となる。このためには、令和6年度の廃棄物管理施設定期事業者検査(5ヶ月)の前に、使用の停止に関する工事(2か月)を終える必要がある。 廃棄物管理施設定期事業者検査は6月から予定しており、認可はその2か月前の3月下旬を希望する。
20	HTTR	設工認	「標準応答スペクトルの規制への取り入れ」に伴う審査ガイド等改正対応	杉山委員					⓪														申請											令和5年11月	令和6年9月	現在実施している耐震評価の結果がまとまり次第、速やかに設工認の申請を行う予定であり、経過措置期間の設定時期(今後設定される予定)に限らず、令和6年9月までの認可が必要と考えている。 認可希望の理由については、「標準応答スペクトルの規制への取り入れ」に伴う審査ガイド等改正対応及び添付書類11の追加(3条改正対応の続き)の変更許可と同じである。
21	原科研試験炉	保安規定	新規制基準対応(放射性廃棄物処理場共通事項) (新規制基準に係る運用対応等) (処理場)	杉山委員	◎				⓪																			申請	▽						令和6年4月上旬	令和6年9月下旬	処理場の新規制基準対応を令和6年9月下旬までに実施する計画で進めている。 新規制基準適合確認後、新規制基準に対応した内容の保安規定を速やかに運用開始するため、令和6年9月下旬に認可を希望する。
22	再処理	廃止措置計画	ガラス固化技術開発施設におけるガラス固化体の保管能力増強等 ・2018年11月9日の廃止措置変更認可申請に対するコメントを踏まえた補正	田中委員					①																									平成30年11月9日 補正時期検討中	補正時期を踏まえ記載予定	—
23	核サ研使用	使用変更許可	・ウラン廃棄物貯蔵施設等　燃料製造機器試験施設の管理区域解除に伴う変更等 ・PWTF　放射線管理機器の配置数の見直し ・共通　個人線量計(TLD)の変更に伴う線量計名称の変更	—					③						申請						○													令和5年3月13日 令和5年8月補正予定	-	次回面談にて補正方針説明予定。補正時期については面談後見直す。
24	大洗研北使用	使用変更許可	【燃料研究棟】 ・容器の詰替え作業の記載の削除及び使用しないグローブボックスに関する記載を削除(燃料研究棟編) 【JMTR】 ・液体廃棄施設に係る本文の適正化(JMTR編) ・AGF廃液配管撤去に伴い、液体廃棄物排水系統概略図からAGFの配管等の削除及びJMTRタンクヤードのバルブへの閉止板の設置(JMTR編)	—	○				⓪										申請															令和5年7月31日申請予定	-	【燃料研究棟】 ・保安規定の認可後に行う作業が終了後、申請予定。 【JMTR】 ・許可取得後、保安規定変更申請、閉止板設置に係る使用前確認申請を予定。 ・2重規制施設であるため、試験炉班と調整し、許可後に廃止措置計画の変更を行う。

＜記号＞
▽:審査会合、○:補正、▼:審査会合実績、●:補正実績

＜審査状況＞
⓪:未申請　①:審査前半((ヒアリングで事実確認中、審査会合は未実施)　②:審査後半(審査会合で審査中)　③:審査会合終了後、補正準備中　④:規制庁事務手続き中(事務手続き中の補正含む)

原子力規制庁研究炉等審査部門等におけるJAEA許認可審査案件

:試験炉班
:研開炉班または常陽チーム
:使用班
:申請から許認可期間
:工事又は製作期間
:使用前検査又は使用前事業者検査期間
:許認可期限が遅れると今後の工事及び申請等に影響がある

●今後の申請予定案件　左記No.については、審査の優先順位を示すものではない。

No.	施設名	申請	内容	担当委員	優先度	審査会合予定 7	8	9	審査状況	令和4年度 10	11	12	1	2	3	令和5年度 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	令和6年度 4	5	6	7	8	9	10	申請日	許認可希望	許認可希望の理由
25	大洗研南使用	保安規定	・核燃料物質で汚染された物の取扱いに関する記載の拡充（FMF及びAGF）	—					⓪											申請															許可取得後に申請予定	－	—
26	核サ研使用	使用変更許可	・Pu-2　残存核燃料物質封入棒集合体の加工・組立の終了に伴い、加工工程に係る記載の変更及びウラン封入棒の解体を行うための変更 ・Pu-2　加工工程設備を解体・撤去する設備へ変更	—					⓪												申請														許可取得後に申請予定	－	申請（予定）日については、先行使用変更許可申請の処分後に見直す。
27	核サ研使用	保安規定	・PWTF　放射線管理機器の配置数の見直し	—					⓪												申請														認可取得後に申請予定	－	申請（予定）日については、先行使用変更許可後に見直す。
28	大洗研北使用	保安規定	【燃料研究棟】 ・容器の詰替え作業の記載の削除及び使用しないグローブボックスに関する記載を削除（燃料研究棟編） ・別表第5について燃料材料開発部の文書体系の見直しに伴う変更 【JMTR】 ・AGF廃液配管撤去に伴い、大洗研南地区（AGF）からの液体廃棄物の受け入れに係る記載を削除（廃棄物移送設備の管理編）	—					⓪														申請												許可取得後に申請予定	－	・燃料研究棟及びAGF廃液配管撤去等に係る許可取得後に実施予定
29	核サ研使用	使用変更許可	・CPF　第二PWSFへプルトニウム系固体廃棄物を運搬する旨の追加 ・Pu-1　使用の目的及び方法への燃料棒の解体に係る追加 ・Pu-1　燃料要素組立室（R-120）で使用している少量試料用可搬型中性子線・γ線非破壊分析装置の削除 ・Pu-1他　R-4廃水処理設備の一部撤去 ・Pu-2　集合体貯蔵室（C-130）で使用している集合体用可搬型中性子線非破壊分析装置の削除 ・Pu-2　解体・撤去が完了した設備の削除 ・第3U貯　使用の方法に、集合体形状の核燃料物質の追加（ブランケット集合体の貯蔵の追加）	—					⓪														申請												令和5年11月	－	—
30	核サ研使用	保安規定	・Pu-2　残存核燃料物質封入棒集合体の加工・組立の終了に伴い、加工工程に係る記載の変更及びウラン封入棒の解体を行うための変更 ・Pu-2　加工工程設備を解体・撤去する設備へ変更	—					⓪														申請												令和5年11月	－	—
31	原科研使用	使用変更許可申請	・放射性廃棄物処理場　施設・設備・機器名称を原子炉施設と整合、液体廃棄施設の使用停止の追加及び障害対策書、安全対策書の内容を添付書類に移行 ・共通編　放射性廃棄物処理場の変更に係る気体廃棄物による一般公衆の実効線量の評価の変更	—					⓪															申請											令和6年1月	令和6年6月	★【処理場】 原子炉施設の新規制基準に係る適合性確認（令和6年10月）を考慮し令和6年6月中旬を希望する。
32	HTTR	原子炉設置変更許可	HTTRへの水素製造施設接続に係る許可変更	杉山委員					⓪																								申請	令和6年10月	令和7年度（調整中）	令和12年度までのHTTRを用いた水素製造試験完了を目標としているため、令和8年度より工事を開始する必要があるため、令和7年度中の変更許可取得及び設工認認可を希望する。なお、全体スケジュールについては、現在行っている設計業務の状況を見ながら随時調整する。
33	常陽	保安規定	新規制基準対応	杉山委員					①																									平成29年3月30日 平成30年10月26日第一回補正 補正時期検討中	補正時期を踏まえ記載予定	運転再開に係る運転計画作成や起動前点検までに認可を頂きたい。
34	ふげん	廃止措置計画	変更申請 ・予備原電装置の設計及び工事の方法を追記	田中委員					⓪																									申請時期検討中 （R5年度内申請予定）	申請時期を踏まえ記載予定	—
35	ふげん	保安規定	変更申請 ・予備原電装置に係る廃止措置計画変更に伴う変更	田中委員					⓪																									申請時期検討中 （R5年度内申請予定）	申請時期を踏まえ記載予定	—
36	再処理	廃止措置計画	変更申請 ・性能維持施設（高放射性廃液を扱わない施設に設置されている既設の消火設備等の追加）	田中委員					⓪																									申請時期検討中	申請時期を踏まえ記載予定	—
37	再処理	廃止措置計画	廃止措置の工程に係る見直し	田中委員					⓪																									申請時期検討中	申請時期を踏まえ記載予定	—
38	再処理	廃止措置計画	変更申請 ・無停電電源装置の更新	田中委員					⓪																									申請時期検討中	申請時期を踏まえ記載予定	—
39	再処理	保安規定	変更申請 ・使用済燃料搬出に係る変更	田中委員					⓪																									未定	未定	—

＜記号＞
▽：審査会合、〇：補正、▼：審査会合実績、●：補正実績

＜審査状況＞
⓪：未申請　①：審査前半（（ヒアリングで事実確認中、審査会合は未実施）　②：審査後半（審査会合で審査中）　③:審査会合終了後、補正準備中　④：規制庁事務手続き中（事務手続き中の補正含む）

原子力規制庁研究炉等審査部門等におけるJAEA許認可審査案件

:試験炉班
:研開炉班または常陽チーム
:使用班
:申請から許認可期間
:工事又は製作期間
:使用前検査又は使用前事業者検査期間
:許認可期限が遅れると今後の工事及び申請等に影響がある

●今後の申請予定案件　左記No.については、審査の優先順位を示すものではない。

No.	施設名	申請	内容	担当委員	優先度	審査会合予定 7	8	9	審査状況	令和4年度 10	11	12	1	2	3	令和5年度 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	令和6年度 4	5	6	7	8	9	10	申請日	許認可希望	許認可希望の理由
40	原科研試験炉	保安規定	原電防潮堤設置工事に伴う原科研周辺監視区域境界変更(第5回)	杉山委員					⓪																										未定	未定	日本原子力発電(株)の適合確認に伴う、防潮堤設置工事を行う上で、機構の周辺監視区域を変更する必要がある。第5回をもって原電防潮堤設置工事に伴う原科研周辺監視区域境界変更は完了する。 本件は東海第二発電所の保安規定変更認可申請も必要となっており、原電の申請時期が見とおせない状況であるため、申請時期及び認可希望時期について未定。
41	原科研使用	保安規定	原電防潮堤設置工事に伴う原科研周辺監視区域境界変更(第5回)	—					⓪																										未定	未定	日本原子力発電(株)の適合確認に伴う、防潮堤設置工事を行う上で、機構の周辺監視区域を変更する必要がある。第5回をもって原電防潮堤設置工事に伴う原科研周辺監視区域境界変更は完了する。 本件は東海第二発電所の保安規定変更認可申請も必要となっており、原電の申請時期が見とおせない状況であるため、申請時期及び認可希望時期について未定。
42	常陽	設置変更許可	医療用・工業用放射性同位元素の製造に係る使用の目的の追加	杉山委員					⓪																										申請時期検討中	申請時期を踏まえ記載予定	—
43	常陽	設工認	新規制基準対応(第2回:第1回以外)	杉山委員					⓪																										申請時期検討中	申請時期を踏まえ記載予定	—
44	常陽	設工認	1次アルゴンガス系配管の一部撤去	杉山委員					⓪																										申請時期検討中	申請時期を踏まえ記載予定	—
45	常陽	設工認	照射用実験装置の製作	杉山委員					⓪																										申請時期検討中 (使用の目的の追加に係る許可処分後速やかに申請)	申請時期を踏まえ記載予定	—
46	大洗研南使用	使用変更許可申請	・TMI-2試料の受入れに係る変更(FMF、AGF) ・廃止措置準備に伴う設備の解体撤去に係る変更(AGF、MMF-2)	—					⓪																										調整中	-	申請概要に係る面談実施後に申請スケジュール調整予定
47	JMTR	廃止措置計画変更	AGF廃液配管撤去に伴うタンクヤード配管への閉止板の設置(性能維持施設の改造)に伴う変更認可申請	田中委員					⓪																										令和6年1月頃 (調整中)	令和6年度 (調整中)	JMTRでは、液体廃棄物の廃棄設備として、タンクヤード(炉と使用の2重規制対象施設)を設置しており、JMTR 以外の使用施設(AGF)からの廃液の受入を終了することから、AGF配管を接続しているバルブの取外し並びに取外しに伴う閉止措置(閉止蓋設置)に関する使用変更許可申請を令和5年7月に予定している。使用許可後に、当該バルブの取外し及び閉止蓋を設置のための工事を行う必要があるため、閉止蓋製作及び設置工事に係る廃止措置計画変更認可申請を実施する。廃止措置計画変更申請及び工事の時期は使用許可の審査状況を見ながら調整する。

＜記号＞
▽:審査会合、〇:補正、▼:審査会合実績、●:補正実績

＜審査状況＞
⓪:未申請　①:審査前半((ヒアリングで事実確認中、審査会合は未実施)　②:審査後半(審査会合で審査中)　③:審査会合終了後、補正準備中　④:規制庁事務手続き中(事務手続き中の補正含む)